

旅館業法の見直しに当たっての意見・要望等について

平成28年11月15日

一般社団法人 日本ホテル協会

○旅館とホテルの営業許可の一本化について

平成28年10月24日に開催された第3回規制改革推進会議で配布された資料及び議事録に記載されている、旅館営業とホテル営業を一本化することについて、意見を述べさせていただきます。

旅館業法に基づく構造基準や衛生基準では、旅館とホテルについて、例えば、下表に掲げられるような差異を設けていますが、仮に、営業許可を一本化する場合において、基準を、現行の旅館の基準を以て「統一」とすると、狭隘な客室が増加するおそれがあり、衛生上の問題、(体格の大きい)外国人の使い勝手の問題、現行の基準で営業を許可された既存のホテル事業者とのイコールフィッティング上の問題等が懸念されます。

基準を、旅館とホテルで「併存」させるのであれば、営業許可を一本化することの意義や必要性が感じられません。

営業許可の意図するところが、最低客室数等の現行基準を緩和することになれば、項目ごとに、規制緩和の可否を検討していただきたい。

旅館は、日本ならではのおもてなし、文化、情緒等を体現することのできる、ホテルとは異なる宿泊施設であり、「日本ブランド」のひとつとして、その特色や個性を磨き、アピールしていくことが、国際交流の拡大に資するので、現状どおり、法律上も、ホテルとは分けておくべきと思われます。

	ホテル営業	旅館営業
客室数	10室以上 (洋室：1/2超)	5室以上 (和室：1/2超)
客室床面積	洋室9㎡以上 寝台1個当たり4.5㎡以上 和室7㎡以上	
客室の幅員	洋室2m以上 / 和室 なし	
洋式浴室又はシャワー室	必要 (客室内設置が原則)	必ずしも要しない
ロビー	収容定員に応じた広さの ロビー設置	必ずしも要しない
水洗式・座便式トイレ	必要(洋室に付設するものは座便式)	必ずしも要しない

○旅館業法、同法施行令、同法施行規則、旅館業における衛生等管理要領について

宿泊施設の区分に応じ、公衆衛生等の確保のための構造基準や衛生基準を定めていません、技術や対策の進展等を踏まえ、どこまで詳細に規定しておくべきかを含め、適宜、見直しを行っていただくよう要望いたします。

事業者は、旅館業法施行規則第4条により、営業許可申請書に記載した事項（営業施設の構造設備の概要、これを明らかにする図面等）に変更を生じたときは、10日以内に都道府県知事（保健所を設置する市又は区は、市長又は区長）に届出をする義務がありますが、軽微な変更については、届出の対象外とすることを要望いたします。

ホテルにおけるフロント業務の現状と役割について

わが国においても、ロビーにフロント機能を残しつつも、iPadを利用してチェックイン業務ができるホテルがあり、また、自動チェックイン機の端末操作により同業務ができるビジネスホテルが増加している傾向にあります。

経済産業省や総務省においては、本年より、訪日外客の消費拡大に向けた事業者間連携策として、「おもてなしプラットフォーム」や「IoTおもてなしクラウド」の構築を進めており、その一環として、生体指紋認証、あるいは、ICカードの利用によるホテルでのチェックイン・アウトの簡素化、飲食店・物販店での決済の簡素化等について実証実験を行っています。いずれも、訪日外客が入国時等に、指紋、あるいは、ICカードと、本人の属性（旅券情報等）を紐付けし、ID登録を済ませておき、以後の諸手続の簡素化を図るものです。これらが、旅館業法制が求める「旅券の提示」や「宿泊者名簿と旅券の写しの保存」といった措置に代替可能なことが確認されれば、フロントにおけるチェックイン・アウト業務は、IoTの活用による大幅な簡素化が見込まれます。

ただし、フロントは、チェックイン・アウトの業務だけでなく、宿泊客からのクレーム・照会・相談等への対応、両替業務、事件・事故時の宿泊客への連絡・誘導等、様々な顧客対応業務の拠点としての役割があり、大きな規模の宿泊施設ほど、こうしたワンストップの拠点機能として残しておく必要性は高いと思われます。

最近では、テロ対策、マネーロンダリング対策といった見地から、関係当局より、宿泊者名簿への記載の正確を期すこと、両替業務に当たり所定の場合には本人確認を徹底すること等が求められており、このような観点からは、対面でのコミュニケーションの必要性は高まっていくものと思われます。

以上